

子発 1223 第 1 号
令和 3 年 12 月 23 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）において、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等が掲げられたことを踏まえ、放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、今般、別添のとおり「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を定め、令和 3 年 12 月 20 日から適用することとしたので通知する。

別紙

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号。以下「実施要綱」という。）の別紙に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所（以下「放課後児童クラブ」という。）における放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブで働く職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 対象施設等

本事業の対象は放課後児童クラブに勤務する職員とする。

4 事業内容

令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用（以下「賃金改善部分」という。）を補助する。

5 事業の要件

（1）原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

（2）本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。

（3）本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

- (4) 本事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

6 補助額の算定

放課後児童クラブ（1支援の単位）ごとに、別に定める補助基準額を基に、以下の算式により算定すること。

<算式>

補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×事業実施月数

※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和4年2月1日現在で放課後児童クラブに勤務している職員により算出すること。

ただし、令和4年3月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

※ 常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること。

※ 事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分の月数によること。

7 事業実施手続

- (1) 放課後児童クラブは、事業開始に当たって、市町村に対し、事業計画書（別紙様式1）を提出することとする。
- (2) 放課後児童クラブは、本事業の終了後、市町村に対し、事業実績報告書（別紙様式2）を提出することとする。

8 留意事項

- (1) 事業実績報告書等により、放課後児童クラブにおいて実施された賃金改善の内容が、本事業の要件を満たさない場合、特段の理由がある場合を除き、補助金の全部又は一部について返還させる。
- (2) 本事業による賃金改善については、実施要綱の別添6の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び別添12の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。

9 経費の負担等

- (1) 本事業の実施に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。